九 運 宮 公 第 6 号

公　　示

令和8年度 第 2 回 自動車検査員教習の実施について

令和8年度 第 2 回 自動車検査員教習を下記のとおり実施することにしましたので公示します。

記

1. 教習受講資格

（1）教習の受講申込者は、道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第7号の整備主任者（同号イ又はハに掲げる事業場の整備主任者に限り、二級自動車シャシ整備士の技能検定のみに合格した者を除く。）として教習開始日（教習修了試問日）の前日において1年以上（一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあっては、6月以上）の実務の経験を有する者であること。
なお、申込者は、直近の整備主任者研修（法令研修）を受講していること。

（2）道路運送車両法第94条の4第4項に基づき自動車検査員の職を解任され、自動車検査員再教習受講通知を受けた者。

（3）道路運送車両法の規定に違反（自動車検査員の解任命令に相当するものに限る）する事実が認められ、かつ、当該行政処分の決済日以前に自動車検査員の職を解任され、自動車検査員再教習受講通知を受けた者。
※（2）、（3）については、「自動車検査員教習」を「自動車検査員再教習」と読み替える。

2. 教習受講申込の受付期間及び場所並びに必要書類

・受付期間　　令和8年11月24日（火）　から　　令和8年11月27日（金）
（上記期日の9時から17時まで）
※受講者数が50名を超える場合は、選考を行うものとする。

・場　所　　宮崎県自動車整備振興会教育課

・必要書類　　申込書、整備主任者として選任されていた期間の就業証明書、
直近の整備主任者研修を受講したことを証明する書面、
申請者の宛名書きをした切手を貼った封筒2枚
※教習修了試問のみを受講する者は、前回の教習修了試問結果通知書
※1.（2）及び（3）の者については、自動車検査員再教習受講通知書

3. 教習及び教習修了試問の日時及び実施場所

（1）教習実施期間
令和9年1月12日（火）　から　　令和9年1月15日（金）
（上記期間の9時から17時）

（2）教習修了試問
令和9年2月3日（水）　（10時から12時まで）

（3）教習及び修了試問の場所
・教習場所
・修了試問場所　　契約後決定

4. 教習科目及び教習時間　　別表のとおり

5. その他必要事項（教習資料、講師等）

（1）教習資料　○ 自動車検査員教習資料（九州運輸局監修）
○ 自動車検査用機械器具の構造と取扱い
○ 自動車検査員必携

（2）講師　　運輸支局職員の他、独立行政法人自動車技術総合機構の職員、
自動車整備振興会技術講習所の指導員、自動車工具協会職員。

令和8年8月31日

九州運輸局 宮崎運輸支局長